

令和8年度岡山県インバウンド動態調査事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度岡山県インバウンド動態調査事業委託業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月15日まで

3 事業の目的

岡山県において、サステナブルな観光地づくりを進めるためには、高付加価値な体験型観光コンテンツの造成やインバウンド受入体制を強化するとともに、ターゲット市場に合わせた戦略的なプロモーションの展開や、高付加価値旅行者など潜在層へのアプローチ強化などに取り組むことにより、宿泊客や消費単価の拡大、リピーターの獲得につなげ、社会情勢等に左右されにくい安定的なインバウンド消費構造を構築する必要がある。

このため、本事業では、県が重点市場に位置付けている6市場を中心に、マーケティングの観点から現状と課題を的確に捉えるとともに、台湾や香港等の新たな高付加価値旅行者など、潜在層へのアプローチ強化に向けたプロモーション戦略を検討するためのデータ収集・分析を行うことにより、データに基づいた確度の高い観光誘客や、EBPM (Evidence-Based Policy Making) の推進につなげることを目的とする。

4 業務内容

下記(1)及び(2)の業務を進めるに当たっては、単にその結果を示すだけではなく、マーケティングの観点から、プロモーションやコンテンツ造成、二次交通対策といった観光振興施策と分析結果を結びつける仮説を打ち立て、県が今後取り組むべき施策の方向性やその効果が検証できるような枠組を提案すること。

(1) データ分析業務

受託者が保有又は利用可能なデータ（無償、有償を問わない。ただし有償の場合は、委託費に含むこと。）を活用し、本県に来訪する外国人観光客の特性や動態等を分析するとともに、本県への誘客が期待できる高付加価値旅行者（地方での本物体験を求めている知的好奇心が高い層を想定）に関するデータ収集・分析を行うこと。

ア 現時点で想定している観光データ

日本の観光統計データ（JNTO）、インバウンド消費動向調査（観光庁）等
※あくまで想定であり、事業目的を達成するためのデータであれば特段の指定はない。

イ 分析結果（中間報告）の提出期限

令和8年7月31日（金曜日）

(2) インバウンド実態調査

ア 調査対象

本県を訪れた外国人観光客

ただし、特定の国・地域や世代、旅行形態、団体旅行者に偏らないよう配慮すること。

イ 調査期間・日時

調査期間は、令和8年夏期（7～9月）、秋期（10～12月）、冬期（1～2月）のうちいずれかの1つの時期で受託者からの提案とし、実施日は県と協議の上、決定するものとする。また、日時については、調査目的に沿った適切な調査結果が得られる日時を提案すること。

ウ 調査地点

岡山県内の主要交通拠点及び主要観光地から選定し、理由とともに提案すること。ただし、次の地点を必ず含めること。なお、調査場所及び具体的な実施場所については、県との協議の上、決定すること。

①交通結節点

岡山桃太郎空港（帰国者を対象とする。）、JR岡山駅

②主要観光地

岡山後楽園、倉敷美観地区

※各調査地点において回答者が重複しないよう努めること。

エ 有効サンプル回収目標数

上記イの期間において、調査対象とする国・地域の実態が把握できるよう、統計的に有意なサンプル数を提案すること。

※有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントする。

1サンプルは1名とするが、同一グループ又は団体ツアーにあっては、回答者は1名のみとし、回答内容の重複がないようにすること。

オ 調査項目

下記基本項目を想定しているが、本事業の目的が達成できる項目を提案すること。なお、最終的な項目については県との協議の上、決定する。

【基本項目（案）】

①回答者の属性（性別、年代、国籍・地域）

②渡航回数・来岡回数

③同伴者、旅行形態

④旅行目的

⑤旅行情報の入手方法、予約方法（旅行会社（オンラインを含む）等）

⑥県内訪問観光地、宿泊施設、移動手段

⑦出入国港

⑧岡山県以外の訪問先、移動手段（JR周遊パスの使用の有無等）

⑨満足度（食や体験）

カ 調査方法

調査票を用いた調査員による自計又は他計方式を想定しているが、イの調査期間中に本県を訪れた観光客の様々なサンプルを有効・効率的に収集

できる場合は、この限りではない。

キ 回収率向上施策

回収率を高めるための施策を提案すること。回答者へノベルティの進呈を行う場合は、県が作成したノベルティを活用し、ノベルティ作成費は委託費に含めないこととするが、各調査地点への送付は調査票等と一括して受託者が行うこととし、その際の送料は委託費に含めること。

ク その他

- ・実施前にスケジュールを作成し、県の承認を得ること。
- ・調査票については、調査対象とする国・地域で主に使用されている言語に翻訳及びネイティブチェックしたものを準備すること。
- ・受託者は、アンケート調査を実施するに当たり、調査地点の使用許可に関する手続き等の連絡調整を適切に行うこと。
- ・調査の実施に当たっては、適切な調査結果が得られるよう、外国語スキルや対面調査の経験、コミュニケーションスキル等を有する調査員を確保すること。
- ・調査日には、適当な人数の監督員を配置すること。監督員は、来訪者等とのトラブルが生じた場合、速やかに県に連絡を行うとともに、県と連携してその処理にあたること。
- ・県において、令和8年度に実施を予定している「外国人誘客促進レンタカー助成」（県内の宿泊施設に1泊以上宿泊する外国人旅行者を対象にレンタカー料金の一部を助成するもの）において、オの調査項目を含むアンケート調査を実施することとしているため、分析や報告書作成の際に積極的に活用すること。

（3）集計・分析

ア 多肢選択式の設問については、単純集計及びクロス集計を行うとともに要点をまとめて分析を行うこと。

イ 記述式の設問については、要点をまとめて分析を行うこと。

ウ 集計項目は、県と協議の上、決定すること。

（4）報告書の作成

ア （1）の分析に当たり収集したデータ及び（2）の実態調査で収集したデータ、県が提供する観光関係データを活用し、集計・分析の上、本事業の目的に沿った項目で報告すること。

イ 規格は原則 A4 フルカラー版両面印刷とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、内容の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

ウ 本事業で収集したデータを集計・分析の上、考察を加えるとともに、観光振興施策立案者の立場（視点）から見て、本事業の成果が分かりやすく理解できる表現や図表等を工夫した報告書を作成すること。

エ 報告書作成に当たり使用する電子媒体のソフトはエクセル及びワードを基本とするが、県と協議の上、決定すること。

<参考>

県において想定している重点市場の仮説は次のとおりである。

台湾：直行便利用者が多くを占め、本県へのリピーター率は高い。レンタカー等を利用し、県内を周遊する層も比較的多い。団体客が多い。

中国：近隣空港から入出国する訪日リピーターが多く、本県への来訪が初めての層が多い。

香港：近隣空港から入出国する訪日リピーターが多く、本県へのリピーターも一定数を占める。レンタカー等を利用し、県内を周遊する層も比較的多い。

韓国：直行便(FSC)利用者に加え、近隣空港に就航する直行便(LCC)利用者も一定数を占め、訪日リピーターが多い。本県へのリピーターも一定数を占める。

タイ：近隣空港から入出国する訪日リピーターが多く、本県への来訪が初めての層が多い。団体客も一定数を占める。

欧米豪(フランス)：

訪日リピーターで、瀬戸内エリア内の周遊や、ゴールデンルート的主要観光地(東京・大阪・京都等)と組み合わせた広域周遊で本県に来訪している層が多い。

5 その他

その他、今回の事業実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に「独自提案」として盛り込むこと。

6 業務に係る留意点

- (1) 業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な処置を講じること。
- (2) 業務の実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、県と受託者は相互に連絡を密にすること。また、県からの指示に応じて実施状況を報告すること。
- (3) 県が令和8年度に実施を予定している他事業との連携を図ること。

7 委託限度額

11,003,000円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)

8 成果物の提出等

(1) 提出物

ア 事業実施報告書(A4版) 1部

イ 回答アンケート(生データ及び日本語に翻訳したもの) 1部

ウ 報告書並びに集計データ及び回答アンケート(生データ及び日本語に翻訳したもの)のデータを保存した電子媒体(DVD) 1枚

(2) 留意事項

事前に県の承認を受けること。なお、成果物に不備があった場合は速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 その他

- (1) 本事業により得られた成果（成果品の報告書のみならず一部のデータ、画像等を含む本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。))は全て県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (4) 本事業の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (5) 本事業により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (6) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (7) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (8) その他、事業実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。